

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針

(令和5(2023)年5月8日以降)

令和5(2023)年4月26日

新型コロナウイルス感染症飯山市対策本部

1、現状・基本認識等

(1) 現状

- ・ 令和4(2022)年10月以降の新型コロナウイルスの急激な感染拡大をもたらした第8波では、新規陽性者数が第7波(同年夏)のピークを超える自治体が生じるとともに、全国的にも長野県においても、病床使用率が上昇し、令和5年1月には救急搬送困難事案数についても過去最多を記録した。
- ・ 北信圏域および飯山市においても、介護施設や医療機関におけるクラスターが相次ぐなど、第8波は過去最大の陽性者数を記録した。また新規陽性者数の減少スピードが他の圏域と比べて遅く、県の警戒レベルで小康期とされるレベル2以下となったのは、最も遅い3月20日であり、4月以降も連日一定数の新規陽性者が確認され、4月20日には再びレベル3となっている。
- ・ 国は、5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という)上の5類感染症に位置づけることを決定し、政策・措置の見直しが順次示されることとなった。
- ・ また、5類への位置づけに先んじて、3月13日からマスク着用の考え方を見直し、着用は個人の判断に委ねることが基本とされ、長野県も国の考えに沿う形で、マスク着用の考え方を見直し等について示している。当市にあっても、3月13日以降の対応方針として、マスク着用の考え方を見直しに加え、5類移行後を見据えた社会経済活動の維持および基本的な感染防止策の継続等について示し、市民への呼びかけを行った。
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種は、令和4年度秋開始接種に続き令和5年度春開始接種が、重症化リスクの高い方等を対象に全国的に5月から開始することとされた。本年度中の接種費用は原則国費負担を継続し、9月開始の5年度秋開始接種では初回(1・2回目)接種を終えた5歳以上のすべての方を対象に接種を行う方針が示されている。当市においては、5月下旬から市の集団接種として春開始接種を開始し、引き続き秋開始接種を実施するとともに、来年度以降に本格化する医療機関での個別接種の拡大に向け、関係機関との調整等を継続していく。

(2) 基本認識

- ・ 5類移行に伴って国により政策・措置の見直しが進められており、県は5月8日以降、不要となる対応を終了するが、5類移行後の激変緩和措置として、相談機能や高齢者施設等における対応など必要な措置を当面継続するとしている。
- ・ 国は、5類移行後の感染時の療養期間について、法律に基づく外出自粛は求めず、外出を控えるかは個人の判断によるとしているが、発症後5日間は外出を控えること、5日目に症状がある場合は、症状軽快後24時間程度は外出を控えることを推奨している。また、

発症後 10 日間はウイルス排出の可能性があることから、周囲へうつさないようマスクなどによる配慮を呼びかけている。加えて、家族等が発症した場合でも、濃厚接触者として特定されることは無くなり、濃厚接触者としての法による外出自粛は求められないが、基本的な感染対策や自身の体調管理への配慮が必要としている。

- ・ 医療体制については、診療・検査医療機関を含む幅広い医療機関で外来診療に対応する通常の体制に移行し、入院医療については感染再拡大に備え、これまでのピークと同程度の入院が可能な確保病床を当面維持しつつ、確保病床をもたない医療機関においても患者を受け入れる体制へ移行していく方針が示されている。また、検査費用は国による公費負担が終了、入通院にかかる医療費については段階的に個人負担となる方向が示された。
- ・ 県は今後、オミクロン株や病原性が同程度のウイルスによる感染拡大時には、休止した制度を一時的に再開させるなど迅速な対応が可能となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）による現在の県対策本部に代わる新たな組織を設置するなど、必要な体制を当面維持することを表明している。
- ・ 当市においては、基本的に国及び県の示す対応方針等に従って 5 類移行後の感染防止と社会経済活動の維持のための考え方を整理し、市行政と市民が意識を共有することに努める。

2、今後の基本方針

飯山市は 5 月 8 日の 5 類移行後においても、国・県から示される情報を市民・事業者の皆さまと共有し、感染拡大を防止することと、経済・文化・教育・スポーツ・福祉など地域社会の多様な活動をコロナ禍前の状態へ近づけていくことを両立し、本格的なアフターコロナに向けた取り組みを実行します。

(1) 基本的な感染防止対策

国や県からの情報を踏まえ、市民の皆さまに対し、基本的な感染防止対策を心がけていただくよう、引き続き呼びかけを行います。特に、高齢者など重症化リスクの高い方々を守るために、関係機関と連携して必要な啓発を行い、市民・事業者の皆さまとの意識共有に努めます。

(2) ワクチン接種

国の方針をうけ、令和 5 年度においても適切なワクチン接種が実施できるよう、集団接種の態勢を整え、5 月下旬から令和 5 年春開始接種を、9 月から令和 5 年秋開始接種を実施する計画を推進します。また、市内医療機関での個別接種の拡大についても、関係者への依頼と調整を実施します。

(3) 社会経済活動の回復へ

本格的なアフターコロナに向け、経済活動の回復、地域での多様な社会活動の広がりを促進します。

(4) 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見、誹謗中傷、いじめなどが生じないよう冷静な行動を呼びかけます。

3、具体的な取り組み

(1) 市としての取り組み

- ① 国や県が発表する情報を受け、様々な媒体を活用し、正確な情報提供を行います。(ホームページ、防災無線、Facebook、広報など。)また、感染再拡大時には迅速な情報提供を行います。
- ② 一般的な感染防止意識の共有と、重症化リスクが高い方々への配慮についても啓発を行い、高齢者施設や医療機関などでの感染防止対策への協力を呼びかけます。
- ③ 幅広い医療機関での外来診療など、感染拡大時の医療機関への負荷軽減のため、関係機関に対し引き続き協力を要請します。
- ④ ワクチンの集団接種会場が、令和5年春開始接種から飯山城址公園弓道場下駐車場内特設会場に変更となるため、スムーズなワクチン接種に向け接種体制を整えます。
- ⑤ 学校・保育園・児童センター等においては、基本的な感染対策を講じつつ、県教育委員会等の方針に沿って可能な限り教育活動および保育を継続します。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口を、飯山商工会議所内に共同設置し、国・県の事業者等に対する支援策の積極的な活用を推奨します。また、業種別ガイドラインの維持など、引き続き感染対策に取り組む事業者も想定されることから、これらの取り組みに協力していきます。
- ⑦ 過去3年余のコロナ禍の影響から、失業や離職、収入の減少等により生活に困窮する方の様々な相談に対応するため、市の総合相談窓口および社会福祉協議会の生活就労支援センターでの相談支援の取り組みを継続します。
- ⑧ 感染症に係る偏見や差別を許さないという意識の周知啓発を継続します。

(2) 市民・事業者・観光客等の皆さまとの取り組み

5類移行後も、基本的な感染防止意識をもって、状況に応じ国・県及び市から示される情報を踏まえ、それぞれが適切な行動を心がけていただくようお願いいたします。

① 基本的な感染防止対策

重症化リスクが高い方への感染防止のため、基本的な感染防止策へのご理解ご協力をお願いします。なお、マスクの着用は、個人の主体的な選択により着用を判断いただけることとなりますが、以下のような場面では着用が推奨されますので、ご協力をお願いします。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者施設や障がい者施設、医療機関などを訪問する時
- ・特に混雑した電車やバスに乗車する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が新型コロナウイルス感染症の流行期に混雑した場所に行く時
- ・医療機関や高齢者施設等の従事者

② 感染した場合などの対応

- ・感染時も法律に基づく外出自粛等は求められませんが、重症化リスクや症状に応じて、

外出等を控え、特に高齢者等ハイリスク者との接触を避け、マスク無しでの会話は控えるなどの配慮をお願いします。発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ検査キットや解熱鎮痛薬等の用意も検討してください。

- ・ 高齢者施設等の利用者または従事者は、同居者に発熱等の症状が見られた場合は、施設の利用や従事を控えるなど、引き続きご配慮をお願いします。
- ・ 5類移行に伴い、陽性が疑われる場合に受診できる医療機関が増える見込みですので、県からの情報確認や医療機関への問合せをお願いします。なお、検査費用の公費負担は終了、陽性時の外来および入院医療費は段階的に有料化していく方針が示されるなど、各種対応が変更されますので、ご注意ください。

③ ワクチン接種の検討

感染時の重症化を防ぐ意味で、ワクチン接種が有効とされています。令和5年度中は自己負担なく公費での接種が可能ですので、各自で接種を検討してください。

④ 社会経済活動の維持

- ・ 施設や店舗等では、業種別感染拡大予防ガイドライン等を参考にしながら、営業を継続してください。
- ・ 特措法の対象でなくなるため、イベントの開催制限は無くなります。地域での集まりや会食なども、基本的な対策や感染状況等に配慮しながら、実施をお願いします。

⑤ 感染者、医療従事者等への配慮

新型コロナウイルス感染症の陽性者や医療従事者に対する不当な偏見や誹謗中傷が無いよう、ひとり一人が思いやりの心を持ち、支え合いの輪を広げましょう。

4、その他重要な事項

(1) 市の新型コロナウイルス感染症対策の実施体制

5月8日から新型コロナウイルス感染症が特措法の対象外となることから、特措法に基づく新型コロナウイルス感染症飯山市対策本部は廃止となりますが、感染状況の変化や変異株の発生等に的確に対応するため、「飯山市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を任意で設置します。

(2) 市施設・職員の対応

- ・ 市施設における窓口のパーテーション、体温測定、アルコール消毒などの感染防止対策については、利用される方の不安も考慮して当面は継続し、状況により順次見直していきます。
- ・ 警戒レベルに応じた施設ごとの対策については、令和5年3月に更新した対応基準を基本とし、施設の特性に応じ平常時の対応に戻していきます。
- ・ 市役所及び各施設の窓口、打合せ、相談対応、訪問時など市民等と接する場合、職員は原則としてマスクを着用して対応することとします（※ただし、換気が十分され、人と人の距離が十分保たれている場合など、状況によってはマスクを着用しないことも可とする）。その他の業務中は室内の場合も含め、個人の判断を尊重することとします。
- ・ 来庁者および施設利用者のマスク着用についても、原則として個人の判断によるものとします。ただし、小中学校および保育園・児童センター等については、教育委員会において別に定めることとします。